

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第7条、第10条、第15条、第16条、第17条、第21条、第28条、第31条、第40条を変更し、第32条、第33条、第45条、第46条を新設する。

(事由) 私立学校法改正による

2. 第8条第1項

(事由) 補欠の役員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の役員の任期とした方が利便的であるため。

3. 第8条第3項

(事由) 理事長又は業務執行権や代表権を有する理事の任期満了後、後任の役員が選任されるまで、理事としての職務を行うのか、理事長や常務理事として、業務執行権や代表権まで行使できるのか不明確であったことを踏まえた、文言の適正化。

4. 第43条

(事由) 従来に掲示板ではなくホームページで公告することで利便性を図るため。

5. 附則として次の附則を加える。

附則

令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、<u>評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者</u>であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p><u>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員（第6条第1項第一号に規定する理事を除く、この条中以下同じ）の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする<u>ことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、尚、その職務（<u>理事長にあっては、その職務を含む。</u>）を行うものとする。</p> <p>(役員の解任及び退任)</p> <p>第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>1 任期の満了。</p> <p>2 辞任。</p> <p><u>3 死亡。</u></p> <p><u>4 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由</u></p>	<p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員（第6条第1項第一号に規定する理事を除く、この条中以下同じ）の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、尚、その職務を行うものとする。</p> <p>(役員の解任及び退任)</p> <p>第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>1 任期の満了。</p> <p>2 辞任。</p> <p>3 (新設)</p> <p>3 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至</p>

に該当するに至ったとき。

(議事録)

第15条議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(評議員会)

第16条この法人に評議員会を置く。

2～6 (略)

7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。また、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

8 (略)

9 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることが出来ない。

10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第17条第15条第1項及び第2項の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の任期及び解任及び退任)

第21条 評議員（前条第1項第一号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は4年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2～3 (略)

4 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

5 評議員は次の事由によって退任する。

- 1 任期の満了
- 2 辞任
- 3 死亡

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第28条 予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長におい

ったとき。

(議事録)

第15条議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席理事全員が記名押印または署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

(評議員会)

第16条この法人に評議員会を置く。

2～6 (略)

7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 (略)

9 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることが出来ない。

(新設)

(議事録)

第17条第15条の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(評議員の任期)

第21条 評議員（前条第1項第一号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は4年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2～3 (略)

(新設)

(予算及び事業計画)

第28条 予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長に

<p>て作成し、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。</p> <p>2 <u>この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(財産目録等の備付)</p> <p>第31条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項の書類は、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(情報の公表)</p> <p>第32条 <u>この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</u></p> <p>1 <u>寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</u></p> <p>2 <u>監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</u></p> <p>3 <u>財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容</u></p> <p>4 <u>役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準</u></p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第33条 <u>役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p> <p>第34条～第44条 (条文番号の変更)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第40条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事総数の3分の2以上の議決によって認定された<u>学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人</u>に帰属する。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第43条 この法人の公告は、<u>法人のホームページ</u>に掲載してこれをなすものとする。</p>	<p>において作成し、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(財産目録等の備付)</p> <p>第31条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(条文番号の変更)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第38条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事総数の3分の2以上の議決によって認定されたものに帰属する。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第41条 この法人の公告は、学校の掲示板に掲載してこれをなすものとする。</p>
<p>第10章 役員損害賠償責任</p> <p>(役員この法人に対する損害賠償責任)</p> <p>第45条 <u>役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</u></p> <p>2 <u>前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>第46条 前条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任の限度額は、その在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として私立学校法施行規則第3条の3に定める方法により算定される額に、理事長は6をその他は2を乗じて得た額を上限とする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>附 則 （略） 令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>（新設）</p>

- (注) 変更に係る条文のみを記載し，変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。
- (注) 文部科学大臣認可の日は空欄（例：令和 年 月 日）にしてください。
- (注) 施行日を指定する場合，施行日は理事会において議決された特定日とし，申請から認可までの期間を十分考慮して申請して下さい。

- (1) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2 - 2号）

(2) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、収益事業・付随事業の開始に伴う寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

(3) 現行の寄附行為

(4) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

(5) 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書（様式第6号及び様式第7号その2）

① 財産目録（様式第6号その1）

公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要です。

② 財産目録総括表（様式第6号その2）

③ 貸借対照表

④ 収支予（決）算書（様式第7号その2）

(注)財産目録と収支予（決）算書は必ず定められた様式で提出してください。

(注)各学校法人が予算又は決算時に作成する書類では受付できません。

(6) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

収益事業・付随事業の開始に伴い、現物寄附を受けた財産について評価を受けた場合等に添付してください。新たに財産を取得した場合等、評価を必要としない場合には省略することができます。

(7) 開始年度から二年間の事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）

① 事業計画（様式第7号その1）

開始する収益事業・付随事業の内容がわかる資料も添付してください。

② 収支予（決）算書（様式第7号その2）

開始する収益事業・付随事業に係る予算書も添付してください。

(注)必要に応じて、開始年度の前年度の事業計画や予算等について提出を求めることがあります。

(注)収支予算書は必ず定められた様式で提出してください。

(注)各学校法人が予算又は決算時に作成する書類では受付できません。

(8) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には，その償還計画書（様式第8号）

(9) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書類

① 私立大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面

※ 作成例を参考に作成してください。

② 校舎その他の建物の配置図

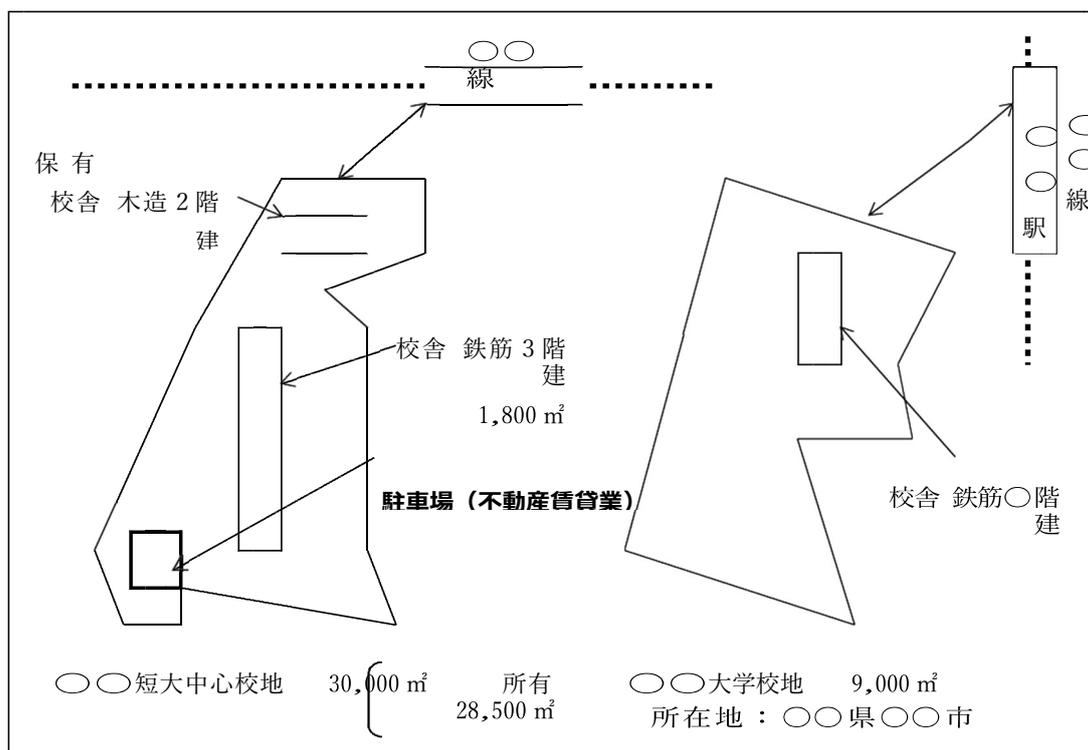
※ ②の書類は，①の書類に包含される場合，添付を省略することができます。

③ 校舎の平面図

※ ②と③の書類は，申請の対象となる収益事業・付随事業に関する団地のみで構いません。

(作成例)

私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面



(注)

(ア) 校地の面積は所有，借用別に記入してください。

(イ) 登記簿上の面積と実測面積が異なる場合は実測面積を併記してください。

(ウ) 学校が2以上ある場合には学校毎の使用区分を明らかにし，校地，校舎面積を団地毎に記入してください。

(エ) 校舎については，建築中及び建築予定校舎棟を含め各棟毎に次の要件を記入してくださ

い。

- 建物の種類別 - 校舎，図書館，体育館，講堂，実習工場，寄宿舍等
- 構造別 - 鉄筋，鉄骨，木造，プレハブ等
- 階層別 - 平家建，2階建，3階建等

(10) その他・・・パンフレット等，参考となる書類を添付してください。

(11) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので，担当者の所属部署，役職，氏名（ふりがな）及び連絡先の電話番号及びFAX番号並びに認可書等書類の送付先の郵便番号及び住所を明記したもの（A4版，様式任意）を提出してください。

6 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と添付書類の「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を別途作成し，綴じ込まずに提出してください。

(1) この副本は，寄附行為の変更が認可された場合に，登記手続きに必要となるため，認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。

(2) 寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）にも署名又は押印してください。

7 登記事項変更登記完了届について

認可後，私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので，「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお，組合等登記令第3条及び第24条により，認可書の到達した日から2週間以内の登記が必要ですので，遅滞なく登記を行って下さい。

ただし，施行日前は登記ができないことがありますので，その場合は登記所の指示に従って下さい。

